

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：24302

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26370771

研究課題名（和文）日本古代の産業構造に関する研究

研究課題名（英文）Studies on the Industrial Structure in Ancient Japan

研究代表者

榎木 謙周（KUSHIKI, Yoshinori）

京都府立大学・文学部・教授

研究者番号：60161626

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：日本古代の産業構造について、首都という場との関係、国家という組織との関係の2点に留意して考察した。前者については、手工業や商業が、官衙や貴族に対する奉仕関係の枠組みや公共空間のなかに存在したことを解明した。後者については、律令制下の技術労働編成が、開墾や造営という国家の公共的事業を背景として形成されたことが明らかになった。また、諸国の産物に注目することによって、律令制収取に先行するシステムや、中央政府の需要に規定された収取のあり方を考察した。

研究成果の概要（英文）：I discussed the Japanese ancient industrial structure in relations to the capital and to the state. As for the former, handicraft industry and commerce existed in the framework of services to the offices of government and aristocrats, and in public spaces. As for the latter, the technical labour under the Ritsuryo regime was organized around the national public works such as development and construction. Also, from the provincial products, I considered the systems that preceded the tax collection of the Ritsuryo regime, and the way that was regulated in response to the needs of the central government.

研究分野：日本古代史

キーワード：律令制 首都 奉仕関係 技術労働 公共 調庸

1. 研究開始当初の背景

これまでの日本古代史における産業史研究は、個別分野についてはそれなりの蓄積があるが、産業構造全体を規定する枠組みを論じた研究は少ない。古くは「奴隷制」のような生産様式と関わらせて論じられることが多かったが、消費を含めた生活過程を視野に入れてより総体的に捉える必要がある。

これについて筆者は、1997 - 1998 年度科研費で「奈良・平安時代の都市を中心とした消費と手工業生産に関する研究」をテーマに、物価データの収集などを通して研究を行った。本研究では、この成果を継承して活かすことをめざした。

また、2009 - 2012 年度科研費で「古代首都の公共領域に関する基礎的研究」をテーマとする研究を行い、平安京を中心とする首都における賑給、清掃や除災の祭祀・習俗の分析を通じて公共領域について論じ、著書『日本古代の首都と公共性』にまとめることができた。この公共性論を産業分野についても活用することをめざした。

2. 研究の目的

本研究は、古代の産業を国家という組織、首都という場に即して、その構造的特質を明らかにすることを目的とする。

(1) 首都という場に関しては、王権と支配機関の所在地として集積された諸組織体への都市民の奉仕関係を重視しつつ、集住に伴う公共領域が首都を中心とする産業の構造をどのように規定していたかを明らかにする。そこでは人々の消費を中心とする生活過程に注目するとともに、その活動領域を「公」「私」「公共」の三つの視点から分析する。

(2) 国家という組織との関係では、律令国家体制が中央・地方の産業の枠組みをどのように構成していたか、その歴史的前提にまで遡って明らかにする。分析対象としては、律令制下の産業を構成する「人」の側面から、技術官人や匠丁などの技術労働力を取り上げ

るとともに、「モノ」の側面からは、調庸等として収取される諸国の物産に注目して、これら両面からのアプローチを試みる。

3. 研究の方法

前記の研究目的を達成するために、文献史料の分析を中心としつつ、学際的領域に対しても広く目配りし、その最新の成果を活用する。

(1) 古代の文字史料を中心に収集するとともに、諸国の物産などのデータを整理する作業を行い、あわせて物価データとの照合などを試みる。

(2) 平安京の市周辺の発掘調査などの考古学的資料や、町屋についての建築学の成果など、隣接分野の研究成果を取り入れる。

(3) 比較史的方法として、律令法の母国である中国との比較を行い、日本における技術官人や匠丁についての律令規定の独自性を抽出して、その由来を明らかにする。

4. 研究成果

まず、研究目的(1)に関わる成果について述べれば、以下のとおりである。

首都の産業構造を考えるにあたって、研究目的で述べたように、都市民の生活過程に注目したが、それを規定する座標軸を定めるにあたって、平安京の都市生活に関する石母田正の古典的論文「『宇津保物語』についての覚書」を批判的に検討する作業を行った。その結果、都市民の私的領域ともいべき「おのがじしの営み」の指摘に注目しつつ、石母田がそこに「公的、共同的意識の欠如」を読み取ったのに対して、都市民の公共領域の存在に留意すべきことを指摘した。また、都市民の日常的な営みを支える構造として、公私の奉仕関係が重要な役割を果たしていることを導き出した。これら公共的領域と奉仕関係という二つの視点を設定して産業構造を規定する都市生活の分析を行った。

日常的な都市生活を論じるに先だって、ま

ず、非日常的な過差（奢侈）の構造の分析を行った。奢侈が首都の産業を刺激するとともに、それが引き起こされる構造に生活・産業構造を解く鍵が隠されていると考えたからである。その結果、過差が行われる論理としては、神への奉仕が日常的な秩序を破るものであったことを論じるとともに、祭などの「見物」という公共的な場が重要な要素であったことを棧敷という施設の出現とあわせて指摘し、のちに述べる町屋の出現との関係で注目した。

このような奢侈における奉仕と公共空間の論理の有効性を確認したあと、首都の生活に即した産業構造の分析に移った。

首都における産業の代表的なものとして、まず高級織物生産を取り上げ、織手（綾織）について、これまで度々取り上げられてきた永承3年8月7日の宣旨、永暦2年11月の村岡兼清の解文などを分析した。その結果明らかになったこととして、都の産業を特徴づけているのは、織部司の織手に代表されるように、公に奉仕する「公役」としての奉仕に特徴がみられる一方、織手を他の官司や貴族層が召し抱えて奉仕させることが行われていたことである。これらの間に矛盾・対立が生じることがあったが、これは織手たちの側から言えば、複数の官司や貴族に仕えて私利を求めうる条件が形成されたことになる。このことを逆に言えば、の「私的」生産が形成される歴史的前提として、の奉仕関係が存在したことが重要であることを指摘した。これまでの手工業史・商業史の研究では、商工業者を自立させる要因を商品生産に求めることが一般的であったが、少なくとも当該期については、奉仕関係、さらにはその多元化が私的生産を成り立たせる前提を形成した側面を重視すべきことを論じた。

次に、都市的居住と産業との関係について分析すべく町屋に注目した。建築史の研究成

果として、官衙町の住宅などとの機能的・形態的關係が重視されていることを学ぶとともに、従来から指摘されている商業との関係にも注目すべきことを論じた。町屋の源流を考えて、貴族が「店」に關与していた可能性を『宇津保物語』や長屋王家木簡から探るとともに、官衙町での商行為にも注目した。また東西市の衰退と「町」の形成という方面からも考察を加えた。西市の廃絶が10世紀末であることを明らかにするとともに、一方で考古学的発掘が進んでいる市の外町が平安京初期から展開していたことにも注目した。そのような市町について、先述の官衙町とある意味で似た性格をもつことを、市町住人への地子賦課、市籍人に対するその免除というあり方から論じ、市籍人の奉仕が「公事」としての側面をもつことを明らかにした。以上述べてきたように、官司や貴族と手工業・商業との結びつきに強固なものがあり、古代国家と産業を考える場合に、このような奉仕関係が本質的なものであることを明らかにした。

首都の産業と公共性という面では、先にみた町屋と棧敷との密接な關係が鍵となる。建築史の研究では、町屋が棧敷に転用される例もあることが明らかになっているが、これは道路という公共空間にむけての建築物という共通性に基づくものとして解釈できる。先述したように公的に管理された公共空間としての東西市本体は10世紀末を画期に廃絶ないし衰退してゆくが、街路という公共空間を往来する不特定多数の都市住民を相手に行う「町」の発展が以後の基調となる。

以上、首都に展開する生活やその基盤となる手工業・商業などの産業を成り立たせている枠組みとして、私的生活の展開と密接な關係をもって公私の奉仕關係、公共空間の論理が存在したことが明らかとなった。

次に研究目的(2)に関する成果について述

べる。これについては、先述したように、「人」の側面と「モノ」の側面から論じたが、まず、「人」の分析から明らかになったことは以下のとおりである。

律令制のもとで産業技術を担う者に注目した場合、それが官僚制と公民制という律令制の二つの原理と密接な関係をもっていたことに思い至る。具体的には、前者に対応するのは品官や才伎長上などの技術官人、後者は公民から徴発される匠丁である。日本の技術官人は唐と異なり、官制上は一般官人と同一平面に位置づけられるという特色があった。また、匠丁に関しては、日本では、すでに指摘されているように、技能者を独自に把握して報告させる令規定があったことに加えて、みずからの道具を持参させる規定があったことが明らかになった。

以上から、日本では、国家が直接技術労働力を把握することが、唐よりも積極的であったと理解される。このような国家による技術労働力把握の積極性の歴史的背景を考えるために、まず、技術官人の源流をなす技術者が、伝説的なものも含めて7世紀に集中的に現れることを明らかにし、その思想的基盤を考えた。『日本書紀』の開発・造営伝承の古い部分は潤色・造作が指摘されているが、それを確認するとともに、そこには、7世紀以後の思想が反映されているものとして分析した。それによれば、これらの事業が「天下」のため、人民のためというイデオロギーが濃厚で、これは国家のもつ公共的側面を思想的に表現したものとして捉えることができる。それは、推古紀の伐木・造船伝承、『常陸国風土記』の壬生連麻呂の開発伝承ですでに知られているイデオロギーとも通じ合うものであり、そのイデオロギーを技術的実務面から支える存在として先述のような技術者が出現してくるものと解される。

一方、風土記の開発伝承も分析して、古い時代の伝説的記事と7世紀の相対的により

実態に即した記事の二層があることを確認するとともに、在地と朝廷との開発と技術をめぐる情報伝達がみられることにも注目した。風土記の撰進もこのような情報を得ることが一つの目的であった可能性がある。

宮殿の造営については、王権への奉仕という思想的背景を有し、7世紀中期には公的な形で大規模に労働力を徴発する形態がみられるようになり、技術者・労働者を公的に編成する形が形成された。このような中で、最初に述べた技術官人体制や匠丁制が整えられていったと考えられる。

匠丁制については、8世紀の使役例について木簡などを用いて分析した。その結果、国家と関係の深い中央・地方の作業場で使役され、それが制度化されるあたって、仕丁制などの影響が考えられることを明らかにした。

次に、研究目的(2)のうち、「モノ」の側面からの考察に移る。この考察のために10世紀初頭段階までの諸国の物産についての史料を収集して分析した。

諸国物産で文献史料(木簡を含む)の中心をなすのは調庸などの貢納物であるので、収取の構造を考察することを通して産業の構造を探った。その物品として、繊維製品と海産物を取り上げてそれらを対照するという方向で考察を行った。

繊維製品については、物価資料が豊富であることに鑑みて、先に収集していた物価データの活用を試み、「特産品」の物価上の特徴について、他の史料も活用してその史的背景の解明をめざした。まず、布については、上総の細布・望陀布が同時期の一般の布に比して高価なことを確認した。また、あしぎぬについては、参河白あしぎぬが高価であることが知られた。これは供御物ともされていた用途とも合致している。その他、東あしぎぬがやや高価であるが、これも外国使節への賜与などの用途や、東市で特別に扱われているなどの特徴との関連性が考えられる。

物価データ以外では、美濃の（広）あしぎぬ（絹）が特別のものであり、『常陸国風土記』では美濃から常陸に技術伝播したことになる。このような技術伝播は安房（上総）の布についても指摘されており、その背景として、国造制下の産業が伴造制を介して伝播するという構造を想定した。

綿についても、高級品と普通品とがあったが、後者の特徴として、布とともに貨幣的機能が注目され、東国の布に対して西国の綿という地域間分業が考えられている。この点に関して、仕丁の資養物のあり方などから考えて、地域間分業が国家的に編成された可能性を考慮すべきことを指摘した。

海産物については、鰻を輸納するのが、西国では隠岐、東国では安房が中心となる。このことは、阿曇氏、膳（高橋）氏を中央伴造とする部民制的な収取に由来すると考えられているが、上記の綿などとともに令制前から存在した地域間分業として位置づけることができる。一方、上記諸国のほか、志摩・紀伊・阿波など、都に比較的近い諸国では潜水を直接編成して鰻などの魚介類を採取する方法がみられるが、これは国造制下の収取のあり方を受け継いでいる可能性があることを指摘した。

堅魚については、伊豆と駿河が他を圧倒しているが、やはり膳氏を伴造とする部民制的収取が前提にあると考えられている。そして、それが律令制の収取に移行するにあたり政治的なテコ入れが行われたことが、7世紀末～9世紀初に限定してみられる埴型土器から論じられている。これが認められるとすれば、次に述べる船岡式製塩土器のあり方にも通じる興味深い視点であるが、埴型土器について堅魚を煮たものとはできるかどうか慎重な見解があることがわかり、再検討する必要があることが知られた。

塩については、律令制下に大量の塩を供給した若狭国について、その前提に国造とミヤ

ケの設置があること、律令制下の船岡式製塩土器による大量需要への政治的対応が指摘されていることを重視した。

以上、繊維製品と海産物に共通して、歴史的な前提としては国造制と伴造制とが重層していることを明らかにするとともに、律令制下の宮都を中心とする国家的需要に応じた強制や規制が加えられる場合があることを重視した。また、海産物において供御にあてる高級品が贄などとして調とは別枠で収取されたのに対して、繊維製品は高級品も正調として収取されるという構造の違いを指摘し、これは繊維製品が現物貨幣収取の側面をもっていたことを示すと解した。

最後に、調庸の品目変更記事に注目してそこから当時の産業政策を考えた。その結果、繊維製品のなかでは、絹類の生産を拡大しようとする意図が一貫して認められた。一方で、9世紀に入ると、彩帛や練糸、綾のように特別な加工や技術を要する製品を地方に課さない方向が現れていることに注意した。これは変更が一時的であった可能性もあるが、現地の事情と中央での生産や消費を勘案しながら、諸国の生産・加工のあり方に介入する政府の姿勢が現れている。鉱産資源については、金・銀・銅・鉄など、国家的需要に対応して、それに対する政府の関心のあり方を反映していることが知られた。

上記いずれの変更も中央政府側の意図と在地の側の意図とが結びついて行われたものである。政府側によって主体的になされた場合は、生産の拡大を意図したものであったり、中央での需要のあり方に対応したものであるのに対して、在地側から出された要望は、輸納などの便宜も考慮して、当地の生産の実態をふまえて在来の産物を活かす方向で申し出られていることがわかった。

変更の単位としては、一国単位の場合と特定の郡を指定して行われる場合がある。いずれにしても、調庸が大きくは「国」を単位と

して枠組みが設定されつつ、実際の運用の面では、国のなかの郡単位に調整される場合があったことが、当時の産業構造における国・郡の位置づけを考える場合重要である。

最後に、品目変更記事が比較的少ないことに関して、国造制下の貢納から律令制下に受け継がれた、地域特産物の一方的貢納制こそ、調製の最大の特色とされ、このような調の本質は延喜式まで基本的に変わらなかったとする見解が出されている。確かにそういう解釈も可能であるが、史料が少なくても、変更記事のなかに政府の意図を読み取ることを試みてみれば、当時の政府は中央の需要と在地の産業との間にたって両者を結ぶ視点をそれなりに有しており、そこに産業政策の一端が現れている面も無視できないことが知られた。このことは先に示したように、律令制下の収取が以前の部民制・国造制下の収取を色濃く受け継ぐ一方で、中央での需要に規定されて在地の生産に介入する側面も有していたこととあわせて評価すべきであり、中央政府は在地からの貢納物を一方的に受け取るだけの存在ではなかったことが明らかになったといえる。

5．主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

榎木 謙周、律令制的技術労働力編成の形成とその背景、洛北史学、19号、査読有、2017、1-23

榎木 謙周、律令制収取の特質とその歴史的前提 - 諸国の産物からの考察 - 、京都府立大学学術報告 人文、68号、査読無、2016、167-196、https://kpu.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=504&pn=1&count=20&order=7&lang=japanese&page_id=13&block_id=17

〔図書〕(計1件)

榎木 謙周 他、岩波書店、岩波講座日本歴史 第5巻 古代5、2015、105-137

6．研究組織

(1)研究代表者

榎木 謙周 (KUSHIKI, Yoshinori)

京都府立大学・文学部・教授

研究者番号：60161626